

八王子市解除条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市が発注する工事の入札のうち、八王子市契約事務規則（昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する特別な資格を定めて行う入札（以下「解除条件付一般競争入札」という。）について、他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 解除条件付一般競争入札対象の工事は、1件の予定価格が130万円を超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質又は目的が解除条件付一般競争入札に適しない工事については、解除条件付指名競争入札によることができる。

(公告)

第3条 解除条件付一般競争入札に付す工事は、市役所前の掲示板において公告するとともに、その内容を東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載するものとする。

(参加資格)

第4条 解除条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 八王子市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、対象工事と同業種に登録を行っている者
- (2) 対象工事の業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者
- (3) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領（平成7年9月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。）による指名停止を入札参加申請期限日又は開札日に受けていない者
- (4) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱（平成23年4月1日施行。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）に基づく入札参加排除措置を入札参加申請期限日又は開札日に受けていない者
- (5) 対象工事の業種に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その有効期限が切れていない者
- (6) 既発注工事において不誠実な行為のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事ごとに特に必要と定める要件を満たしている者

2 前項第7号に定める参加資格要件の設定において、規則第5条第2項に規定する契約については、八王子市一般及び指名競争入札業者選定委員会の議を経て決定する。

(参加資格の喪失)

第5条 市長は、入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、解除条件付一般競争入札に参加させてはならない。

- (1) 地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 指名停止措置要領による指名停止を受けるに至ったとき。
- (3) 暴力団等排除措置要綱による入札参加排除措置を受けるに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第3条に基づく公告において求めた参加資格要件を満たさなくなったとき。

(参加資格のない者が行った入札)

第6条 入札参加資格のない者が行った入札書は、無効とする。

(設計図書の貸与等)

第7条 市長は、入札参加者に対し、設計図書等を貸与する。

- 2 入札参加者は、設計図書等に疑義が生じたときは、質問をすることができる。

(入札保証金)

第8条 入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除する。

(入札の実施及び公表等)

第9条 解除条件付一般競争入札は、電子入札により執行する。

- 2 入札参加者及び入札参加者数の事前公表は行わない。
- 3 入札参加者が2者未満となった場合は、入札を中止することができる。
- 4 入札結果は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービスにより通知する。
- 5 入札経過調書は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載する。
- 6 電子入札の実施については、別に定める。

(参加資格要件の審査)

第10条 市長は、解除条件付一般競争入札の開札後に、当該入札の落札予定者となった者から次の書類の提出を求め、第4条第1項各号の参加資格要件について審査する。

- (1) 解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - (2) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条に基づく公告において特定建設工事共同企業体による参加を資格要件として求めた場合には、同公告で定めた時期までに、建設工事共同請負入札参加資格審査申請書、建設共同企業体協定書(甲)及び委任状(共同企業体代表者への委任状)を提出しなければならない。
 - 3 市長は、前2項の審査により、参加資格を満たしていないと認めた落札予定者から、その理由について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(落札者の決定)

第11条 落札予定者は、前条に定める参加資格要件の審査に合格し、八王子市公正入札調査委員会が適正な入札であると判断した場合に、落札者となる。

(入札の無効)

第12条 落札予定者は、八王子市公正入札調査委員会が不適正な入札であると判断した場合には、契約締結する権利を解除される。

2 前項の場合には、当該入札自体を無効とする。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年(2023年)10月1日から施行し、同日以後に公告をする解除条件付一般競争入札について適用する。

附 則 この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行し、同日以後に公告をする解除条件付一般競争入札について適用する。

附 則 この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行し、同日以後に開札をする解除条件付一般競争入札について適用する。